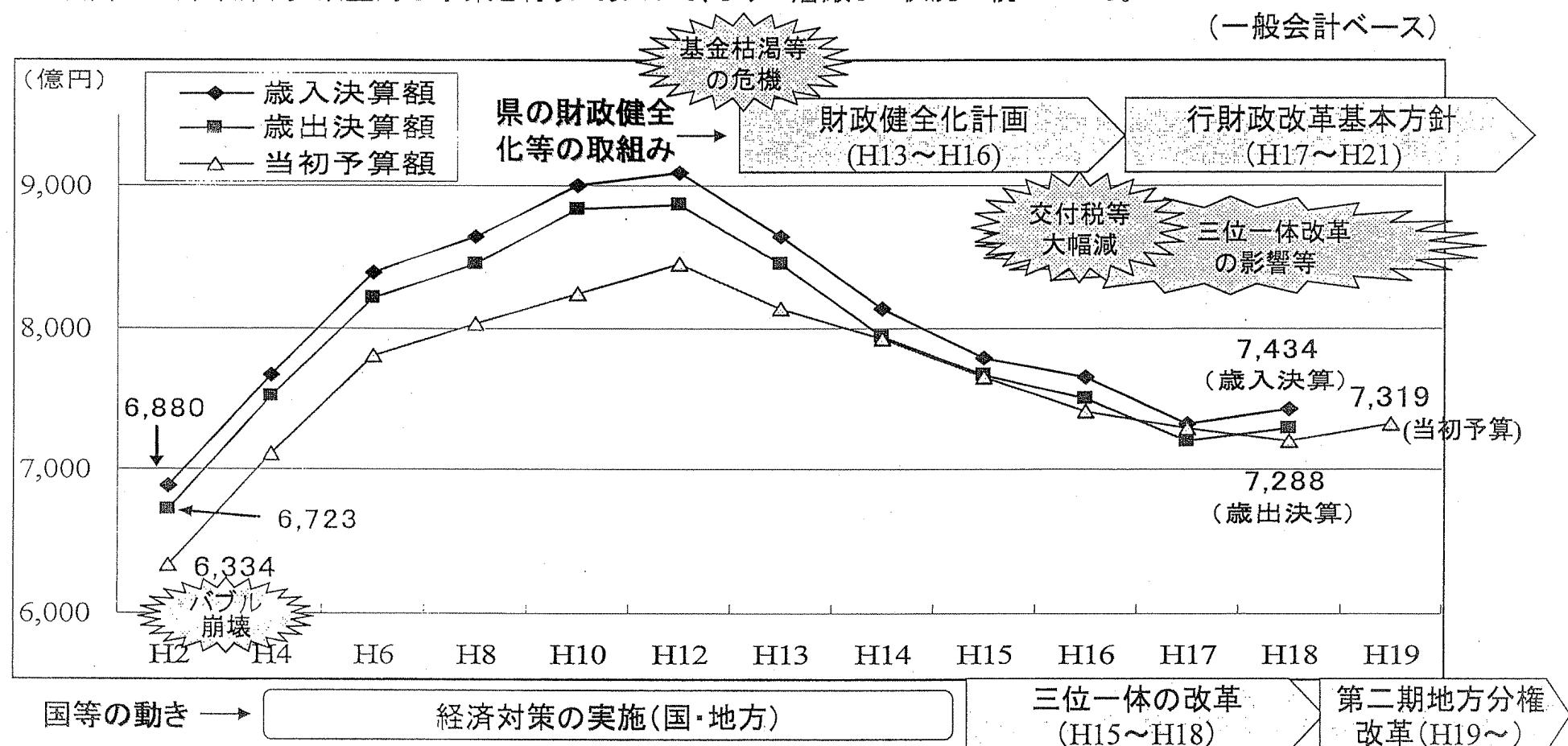


県財政の概要等について

出典： 熊本県作成

財政規模の推移

- 平成3年ごろのいわゆる“バブル崩壊”を受け、景気浮揚を目的として国・地方全体で取り組まれた経済対策の実施等に伴い、本県の財政規模は大きく拡大した。
- しかし、経済対策のための財源として、地方債の発行や基金の取り崩しを進めたことなどから、次第に本県の財政状況は厳しくなり、その規模は、平成12年度をピークに大きく縮小している。
- 縮小に転じた主な要因は、①財政状況の悪化を踏まえ平成13年度から財政健全化の取組みを強化したこと、②平成16年度以降は、国の三位一体の改革により地方交付税等が大幅に削減され、厳しい財政運営を余儀なくされたことにある。
- 直近の決算(H18)、当初予算(H19)とも増えているが、扶助費や新幹線建設事業費負担金など、義務的な経費の歳出増が主な理由であり、政策的・裁量的な事業を行うにあたって、より一層厳しい状況が続いている。



本県の財政構造の特色①

(平成18年度普通会計決算より)

【歳入総額】 7,473億円(全国22位)

内訳

	金額 (億円)	構成比		
		本県	全国平均	九州平均
自主財源	2,707	36.2%	54.2%	37.5%
うち地方税	1,697	22.7%	37.9%	24.3%
うち法人2税	495	6.6%	13.4%	7.8%
依存財源	4,766	63.8%	45.8%	62.5%
うち地方交付税	2,226	29.8%	17.8%	28.4%
うち県債	1,009	13.5%	11.1%	13.2%

自主財源である地方税の比率が小さく、依存財源である地方交付税の比率が高い。

また、県債は投資的経費に運動することから、全国平均に比して高い。

【参考】

県債残高 1兆3,493億円 県民1人当たり729,000円
(全国平均 622,000円)

【歳出総額】 7,277億円(全国23位)

性質別内訳

	金額 (億円)	構成比		
		本県	全国平均	九州平均
義務的経費	3,612	49.6%	47.8%	49.5%
人件費	2,267	31.2%	31.6%	32.1%
扶助費	187	2.6%	1.8%	2.9%
公債費	1,158	15.9%	14.5%	14.6%
投資的経費	1,721	23.6%	17.7%	23.6%
その他	1,944	26.7%	34.5%	26.9%
うち補助費等	1,201	16.5%	20.2%	17.3%
うち貸付金	248	3.4%	7.7%	4.7%
うち物件費	211	2.9%	3.2%	2.8%

都市部に比べ社会资本整備が遅れていること等により、投資的経費の比率が高い。また、これに伴い公債費の比率も高くなっている。

なお、人件費については、全国平均及び九州平均をそれぞれ下回っている。

【普通税収入に占める法人2税の割合】

(単位:百万円)

	H17国勢調査より		H18決算カード(総務省)より	
	人口 (万人)	人口順位	普通税 合計(A)	法人2税合計 (B)/(A)
群馬県	202	19	217,202	85,111 38.1%
栃木県	202	20	239,725	103,646 42.2%
岡山県	196	21	199,241	85,480 41.7%
三重県	187	22	211,961	92,943 43.0%
熊本県	184	23	148,554	49,461 32.0%
鹿児島県	175	24	130,073	41,998 31.0%
山口県	149	25	150,582	65,875 42.7%
長崎県	148	26	103,457	31,530 29.2%
愛媛県	147	27	130,112	49,613 36.8%

本県は、人口規模では全国中位にありながら、法人2税の収入額は人口類似県と比較して少なくなっている。このことは、鹿児島県や長崎県などの九州各県についても言える。

目的別内訳

	金額 (億円)	構成比		
		本県	全国平均	九州平均
総務費	432	5.9%	6.3%	4.8%
民生費	874	12.0%	10.2%	12.1%
農林水産業費	727	10.0%	6.0%	9.4%
商工費	272	3.7%	6.7%	4.8%
土木費	1,143	15.7%	14.5%	15.2%
警察費	417	5.7%	7.1%	6.4%
教育費	1,713	23.5%	23.8%	24.4%
公債費	1,161	15.9%	14.5%	14.6%
その他	538	7.4%	10.9%	8.3%

農業県である本県は、全国平均に比して農林水産業費が高い一方、商工費が低い。また、高齢化の進展等により民生費の割合も高い。

(注) 「全国平均」は加重平均による。また、「九州平均」は、沖縄県を除いた各県の加重平均による。

本県の財政構造の特色②

(平成18年度普通会計決算より)

【財政指標】

項目	内 容	本県指標	全国平均	全国順位
財政力指数	財政基盤の強さを示す指標で、1に近いほど財政基盤が強いことを示す。 本県は全国平均を下回っており、財政基盤は脆弱であると言わざるを得ない。	0.365	0.464	32位
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、数値が高いほど財政の硬直度が高いことを示す。 本県は全国平均を下回っているとはいえ、他の都道府県と同様に増加傾向にあり、財政の硬直度が進んでいると言える。	93.1% (H13) 88.1%	93.6% (H13) 88.9%	21位
実質公債費比率	公債費による財政負担の度合いを判断する指標。 18%以上になると起債に総務省の許可が必要となるなど、起債発行に制限が生じる。※財政健全化法では、35%(25%)以上で財政再生(財政健全化)団体となる。	13.4%	14.4%	17位

(注) 全国平均の指標は単純平均である。

三位一体の改革下における熊本県の財政運営

○本県の財政状況は、国の三位一体の改革等により急速に悪化したため、行財政改革の取組みに加え、基金の取崩しや追加的な起債の活用等の財源対策を実施してきた。仮に、これらの財源対策を実施していなければ、下表に見るとおり、平成16年度以降は赤字決算となっていた。

○今後も、必要な一般財源が不足する中、公債費、扶助費等の増加が見込まれる。その一方で、今後、財源対策の手段も限られてくることから、歳入構造に見合った歳出等の徹底した見直しを行わなければ近い将来にも財政健全化法における財政健全化団体や財政再生団体に転落するおそれがある。

(単位:億円)

項目	H15	H16	H17	H18	H19(見込み)
決算上の収支(実質収支)①	72	92	74	94	72

* H19決算見込みは、2月補正後の予算現計等から推計

決算の収支は、
行財政改革努力や
財源対策を反映し
て、黒字となっ
ている

実施している財源
対策は、大きくは
次の2つ
■基金等の活用
(貯金の取崩し)
■起債の活用等
(借入金の増加等)
*財政状況が良好
であれば、実施し
たくない対策

実施した主な財源対策②	▲22	121	206	194	435
■基金等の活用(貯金の取崩し)	▲74	54	32	6	212
・財政調整用4基金 (財源不足の穴埋めに活用できる基金の取崩し)	▲74	27	22	▲14	145
・その他の基金・特別会計 (特定の目的があるが、廃止するなどして活用)	0	27	10	20	67
■起債の活用等(借入金の増加等)	52	67	174	188	223
・財源対策的な起債 (地方交付税措置がないなどの不利な起債)	52	67	65	79	121
・公債費の平準化(10年間から20年間へ) (施設の耐用年数に応じた償還期間の延長)	0	0	109	109	72
・公債費の平準化(20年間から30年間へ) (施設の耐用年数に応じた償還期間の延長)	0	0	0	0	31

* 基金のマイナス数値は、逆に基金への積立てを行ったことを意味する。

上記の財源対策を
行わなかったと仮
定した場合の収支

財源対策を行わなかった場合の収支(①-②)	94	▲29	▲132	▲101	▲363
増減理由		・地方交付 税等の大幅 な減少	・地方交付税 等の減少		・税源移譲額の 不足、交付税等 の減少、公債費 の増加等

今後、財源対策
の手段は限られ
てくる。

他の財源対策が限られるため、
取崩額の拡大、残高の減少が
見込まれる。

ほぼ活用し尽くした状態。

今後も頼らざるを得ないが、一
定の枠があり、自由には増や
せない。

可能なものは20年度で実施
終える見込み。

歳入・歳出構造の
徹底した見直しが
必要な状況

(参考) 三位一体の改革等の影響

- 平成15年度から18年度にかけて、地方の自主財源の充実を目的の一つとして、①国庫補助負担金の見直し、②地方への税源移譲、③地方交付税の改革を一体的に進める「三位一体の改革」が進められた。
- しかし、国庫補助負担金改革では、財政力が弱い自治体ほど税源移譲額が少ない傾向がある。また、地方交付税が大幅に削減されたため、地方税収の増加が少ない団体ほど一般財源が減少している。

	三位一体の改革			地方税 (H15-H18) (注4)
	国庫補助 負担金改革 (注1)	税源移譲 (注2)	地方交付税 改革 (H15-H18) (注3)	
北海道		763	▲ 956	333
青森県	▲ 332	156	▲ 339	191
岩手県	▲ 306	152	▲ 397	54
宮城県			▲ 382	111
秋田県	▲ 235	111	▲ 492	34
山形県	▲ 242	135	▲ 410	76
福島県	▲ 442	279	▲ 507	223
茨城県			▲ 875	549
栃木県	▲ 408	310	▲ 651	485
群馬県	▲ 379	321	▲ 455	367
埼玉県	▲ 1,040	1,358	▲ 1,070	1,039
千葉県	▲ 990	1,183	▲ 1,232	1,444
東京都	▲ 1,950	3,050	-	6,849
神奈川県	▲ 1,329	1,997	▲ 1,679	1,851
新潟県			▲ 523	336
富山県	▲ 202	183	▲ 487	169
石川県	▲ 220	162	▲ 328	230
福井県			▲ 354	105
山梨県	▲ 192	129	▲ 400	159
長野県			▲ 521	235
岐阜県	▲ 381	299	▲ 481	282
静岡県	▲ 641	664	▲ 849	628
愛知県			▲ 1,624	2,111

*空欄は未回答

(注1) 国庫補助負担金改革は、平成15～18年の税源移譲対象(当初予算ベース)の改革額で、スリム化及び交付金化を除く。

(注2) 税源移譲は、影響額が平年度化した場合の額

(注3) 地方交付税改革は、臨時財政対策債を含み、平成18年度と平成15年度の決算額の差

(注4) 地方税は、平成18年度と平成15年度の決算額の差。

(注5) 東京都については、法人事業税の分割基準の見直し等により、平成18年度は950億円の減収、次年度以降は、三位一体の改革の影響による減収はなくなるが、地方特例交付金の廃止(全国的なもの)により平準化すれば1,400億円の減収と東京都自身は整理している。

	三位一体の改革			地方税 (H15-H18)
	国庫補助 負担金改革	税源移譲	地方交付税 改革 (H15-H18)	
三重県	▲ 342	300	▲ 648	388
滋賀県	▲ 330	230	▲ 568	276
京都府	▲ 437		▲ 745	593
大阪府			▲ 1,340	2,054
兵庫県	▲ 1,068	986	▲ 1,203	1,304
奈良県	▲ 245	254	▲ 394	86
和歌山県	▲ 250	128	▲ 341	147
鳥取県	▲ 126	75	▲ 244	27
島根県	▲ 180	93	▲ 298	15
岡山県	▲ 366	261	▲ 809	465
広島県			▲ 817	619
山口県			▲ 551	395
徳島県	▲ 201	102	▲ 233	10
香川県	▲ 193	148	▲ 355	178
愛媛県	▲ 316	181	▲ 407	202
高知県	▲ 188	90	▲ 305	28
福岡県	▲ 970		▲ 676	839
佐賀県	▲ 188	105	▲ 295	71
長崎県	▲ 342	176	▲ 306	82
熊本県	▲ 378	212	▲ 436	174
大分県	▲ 285	150	▲ 429	192
宮崎県	▲ 279	110	▲ 348	82
鹿児島県			▲ 412	107
沖縄県	▲ 363	120	▲ 176	117

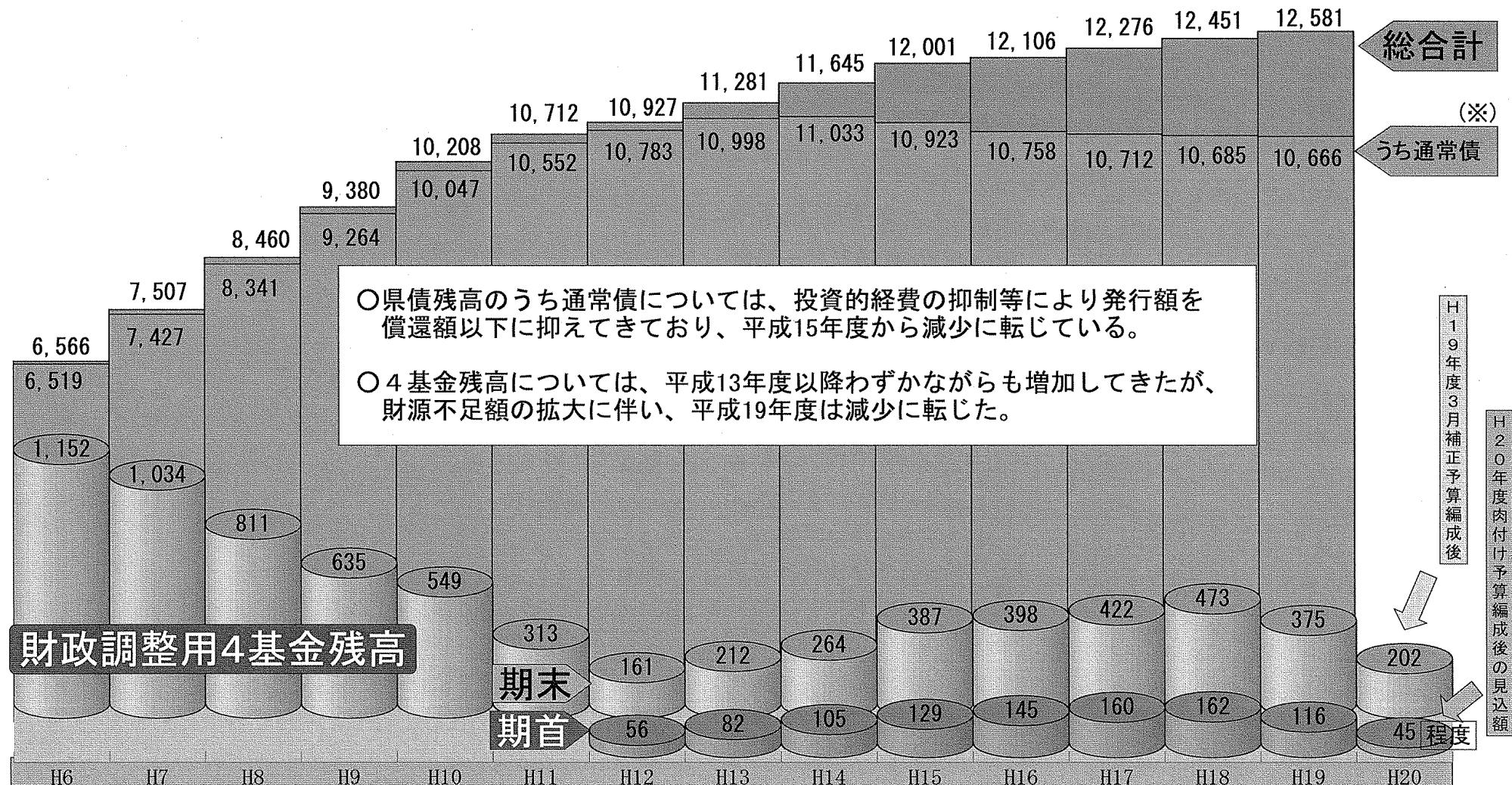
県債残高と基金の推移

(一般会計+公債管理特別会計ベース)

(単位：億円)

県債残高

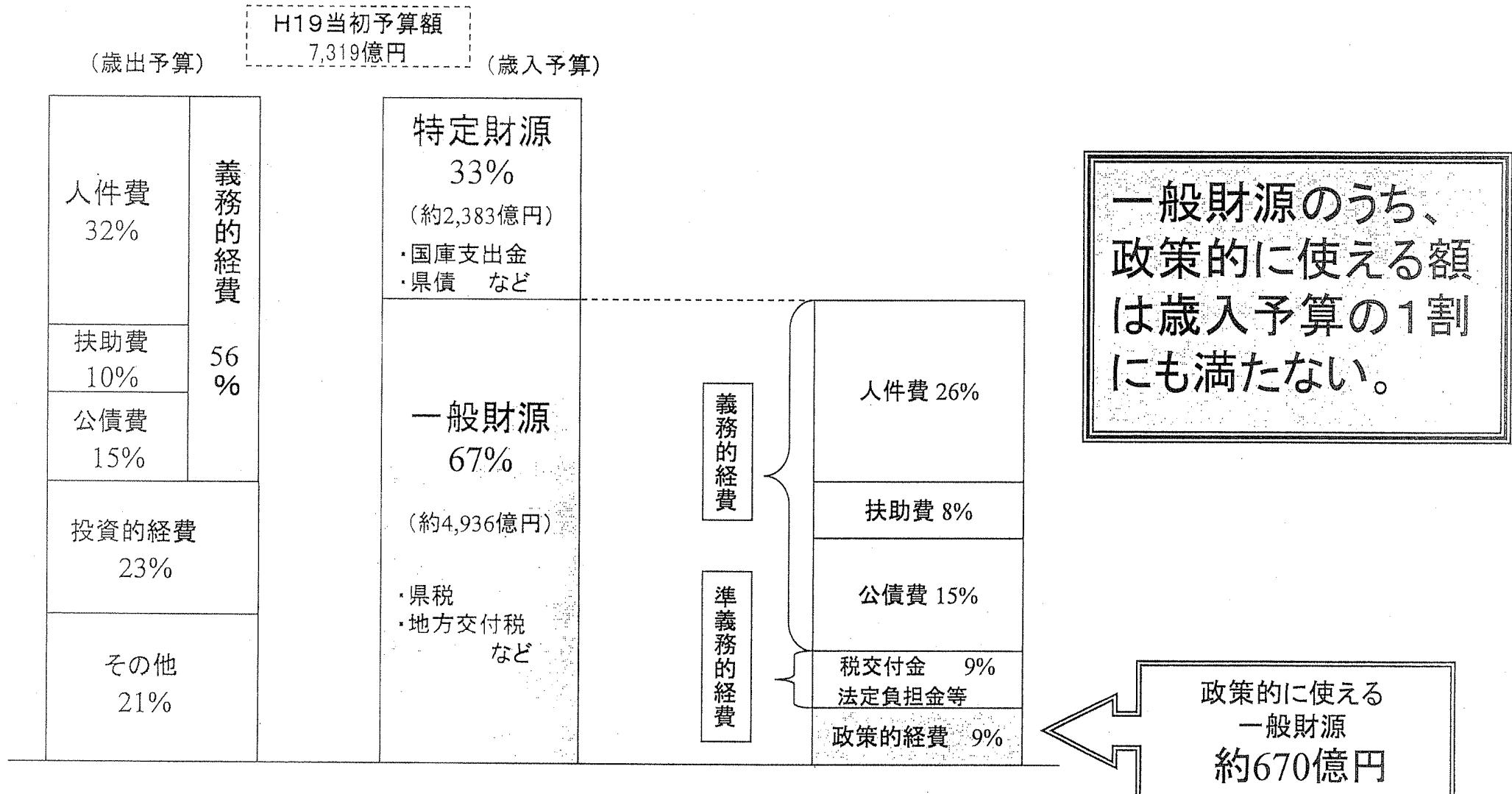
(平成19年度は見込み)



（※）通常債：総合計から、地方交付税と同じく一般財源となる臨時財政対策債、減税補てん債、後年度国から補助金等が交付されるNTT債の合計を除いたもの。

一般財源の使途について

(平成19年度当初予算 一般会計ベース)



※各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

川辺川ダム事業に係る県の財政負担(見込み)について

【建設費】

	総事業費 注)1	県負担額 (見込み) $a = b + c$	平成19年度まで の県負担額 (見込み) b	平成20年度以降		
				県負担額 (見込み) 注)2 c	基準財政需要額 への算入額 注)3 $d = c \times 45\%$	実質負担額 $e = c - d$
基本計画 (S51年当初)	350					
[S59年の 事業費見直し]	[1,130]					
基本計画変更 (H10年変更)	2,650 [H19年度末 執行額(見込) 2,075]	581	445	136	61	75
* 国交省推定	3,300	735	445	290	131	160

* 3300億円は、平成16年の新利水計画策定に係る事前協議の際に、国土交通省が示した事業費。
県が行ったダム事業費についての照会に対して示したもので、国土交通省は「不確定要素が多く残されており、精緻な試算を行うことは困難である。3300億円は、最終的な事業費ではない」としている。

【維持管理費】

(単位：億円)

県負担額 = 約5.9億円

(国負担額 = 約7.2億円)

●試算にあたっての考え方

- ◆ 国土交通省が、「平成13年度九州地方整備局事業評価監視委員会」において、『川辺川ダムの維持管理費』(ダム建設費が2,650億円の場合)として示した額 年間約13億円を基に試算。
- ◆ 河川施設の維持及び修繕費用における都道府県の負担は、河川法第60条において、10分の4.5(4.5/10)と定められていることから、県の負担額を試算。

●試算にあたっての考え方等

注)1: 「総事業費」には、直轄砂防ダム建設費や川辺川ダム維持管理費等は含まれていない。

2: 「平成20年度以降 県負担額(見込み)」は、以下の①及び②により試算。

① ダム事業費の負担割合

: 河川法、特ダム法、ダム基本計画により定められた負担割合

② 国の負担割合の引き上げ

: 「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合特例に関する法律」

による引上率(※)を、上記①の負担割合に乗じて試算。

※引上率は、財政力指數を基に毎年度定められる。上記試算は、平成20年度の事業に適用される率に基づいている。

3: 「基準財政需要額への算入額」は、現行の制度を基にした試算。